



男女共同参画の視点

気が付いて! DVによる支配関係になっていませんか

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な人権問題で、どんな事情があったとしても許されません。

DVとけんかの違い

けんかは、互いが対等の立場で、それぞれの意見をぶつけ合う一時的なものであるのに対し、DVは相手を一方的に支配するために振るわれる暴力です。

暴力は殴る・蹴るだけではありません

DVには次のようなさまざまな行為が挙げられます。

- 精神的暴力…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど
- デジタル暴力…相手の携帯電話を勝手に見る・メールなどに

すぐ返信するよう強要するなど

あなたが加害者になっていませんか?

次のようなことに当てはまる場合、DVをしてしまっているかもしれません。

- 相手が自分の意見に従わないとイライラする
- 自分自身の問題や自分がイライラしていることを、相手のせいだと責めることがある
- 相手の欠点やミスを厳しく注意することがある
- 腹が立った時、相手の目の前で物を叩いたり壊したりする
- いつも相手をリードしなければいけないと思っている

一人で悩まないで

DVについては次の窓口で相談することができます。

- 女性のための相談(予約制)…市民協働課(☎20-1507、木曜日の午前10時～午後4時)
- 女性電話相談…県女性サポートセンター(☎043-206-8002、24時間年中無休)
- 男性電話相談…県男女共同参画センター(☎043-308-3421、火・水曜日の午後4時～8時)

※くわしくは市民協働課へ。



消費生活相談Q&A

子どもがスマホゲームへ課金 身に覚えのない高額請求が!

Q クレジットカードに身に覚えのない約30万円の請求があり、調べてみると小学生の息子が1週間にわたってスマートフォンのゲームアプリに課金していたことが分かりました。どうにかして返金してもらえないでしょうか。

A 未成年者が法定代理人(保護者)の承諾なしに契約を結んだ場合は、民法で定められた未成年者取消権により、原則として取り消すことができます。子どもに事実確認をした上で、サービスの場を提供しているプラットフォーム事業者に返金を申し出ましょう。返金が認められなかった場合は、ゲーム会社に返金を申し出るとともにカードの支払いの一時停止を行しましょう。

ただし、保護者のアカウントで課金していたり、ゲーム内の年齢確認画面で成年であると偽っていたりした時は取り消しや返金が認められない場合があります。

単に「成年ですか」との問いに「はい」と回答させるだけの場合や利用規約に「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」と記載してあるのみの場合などは、それぞれの事情を考慮し総合的に判断されますので、消費生活センターに相談してください。

子どもの勝手な課金を防ぐために

保護者のアカウントは利用せず、保護者が子どものアカウントを管理・保護できる「ペアレンタルコントロール」機能を利用しましょう。また、保護者のアカウント、クレジットカード、携帯電話料金と合算して支払えるキャリア決済のパスワードの管理に注意してください。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。





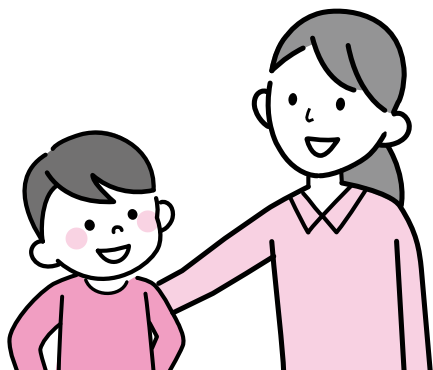
国民健康保険の出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金には直接支払制度があります。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、50万円を上限として、国民健康保険から医療機関へ費用を直接支払う制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から50万円を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要はありません。

制度を利用しない場合は、出産後に市へ申請することになります。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康



保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、以前加入していた保険から支給される場合があります。制度を利用する時には、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関でマイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)などを提示して、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が50万円を下回った場合は、手続きをすることで差額を受け取れます。保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関でマイナ保険証などを提示して、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、その後、保険年金課または下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝国民健康保険の資格が分かる物（保険証・資格確認書など）、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号が分かる物、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバーが分かる物

※くわしくは保険年金課(☎050-1808-7160)へ。



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば免除を受けた期間の保険料を後から納めること
令和7年3月末日までに追納する場合の1ヵ月分の保険料額

ができます(追納)。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

※くわしくは佐原年金事務所へ。

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成26年度	15,460円 (210円)	11,600円 (160円)	7,730円 (110円)	3,860円 (50円)
平成27年度	15,790円 (200円)	11,840円 (150円)	7,890円 (100円)	3,950円 (50円)
平成28年度	16,460円 (200円)	12,340円 (150円)	8,230円 (100円)	4,110円 (50円)
平成29年度	16,670円 (180円)	12,510円 (140円)	8,330円 (90円)	4,170円 (50円)
平成30年度	16,500円 (160円)	12,370円 (120円)	8,250円 (80円)	4,120円 (40円)

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
令和元年度	16,560円 (150円)	12,420円 (110円)	8,270円 (70円)	4,140円 (40円)
令和2年度	16,670円 (130円)	12,500円 (100円)	8,340円 (70円)	4,160円 (30円)
令和3年度	16,710円 (100円)	12,530円 (70円)	8,350円 (50円)	4,170円 (20円)
令和4年度	16,590円 (0円)	12,440円 (0円)	8,290円 (0円)	4,150円 (0円)
令和5年度	16,520円 (0円)	12,390円 (0円)	8,260円 (0円)	4,130円 (0円)